

低炭素建築物の認定制度が 新しく始まりました！

「都市の低炭素化の促進に関する法律」
(平成24年9月5日公布、12月4日施行)

低炭素建築物の普及促進のための、
「**低炭素建築物の認定制度**」の開始

1 低炭素建築物の認定制度の概要

低炭素建築物
新築等計画の認定

① 申請者が建築物の低炭素化に関する計画を作成し、
所管行政庁が認定

② 対象場所：市街化区域 ③ 対象：全ての建築物

申請者

低炭素化に資する建築物の新築等をするもの

所管行政庁

【6市 特定行政庁】

名古屋、豊橋、岡崎、
一宮、春日井、豊田

【11市 限定特定行政庁】

半田、刈谷、安城、西尾、
小牧、東海、江南、瀬戸、
豊川、稲沢、大府

【その他の市町村】

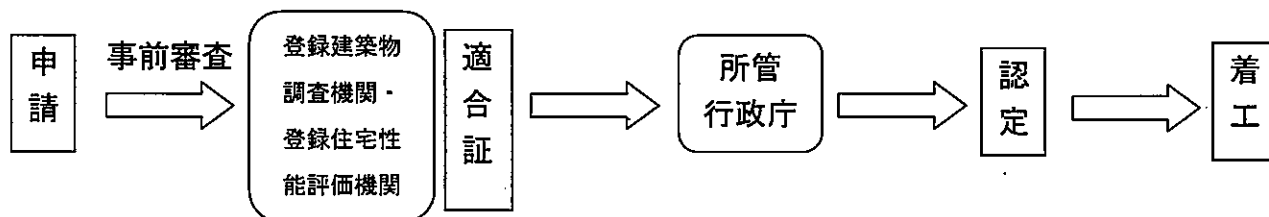
愛知県

認定基準

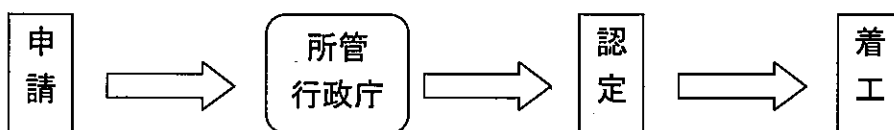
- ① 外壁や窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合すること
○外壁や窓等の断熱性能等の確認
- ② 建築物の一次エネルギー消費量の基準に適合すること
○建築設備の省エネルギー性能等の確認
- ③ 低炭素化に資する措置が講じられていること
○節水対策、木材の利用、ヒートアイランド対策等（選択性）
- ④ 都市の緑地の保全に配慮されていること
○生産緑地地区や緑地保全に関する市町村の条例等の緑地保全に関する制限等の内容に適合していること
- ⑤ 資金計画が適切であること

認定申請手続き

① 登録建築物調査機関・登録住宅性能評価機関の事前審査を経る場合



② 所管行政庁へ直接申請をする場合



※詳細については、愛知県公式ホームページの建築指導課のページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/>)

また、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページにも低炭素建築物新築等計画認定の情報が掲載されていますので参考にしてください。

(<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/>)

2 優遇措置

税制優遇

認定を受けた建築主は、所得税と登録免許税について、一般住宅の負担額以下に優遇されます。なお、平成24、25年度は、新築住宅のみが対象。

優遇措置項目	一般住宅	低炭素住宅
所得税（住宅ローン減税）の減税額（H24居住の場合）	10年間 控除率 1.0% 最大減税額 300万円	10年間 控除率 1.0% 最大減税額 400万円
登録免許税	保存登記 1.5/1,000 移転登記 3.0/1,000	保存登記 <u>1.0/1,000</u> 移転登記 <u>1.0/1,000</u>

容積率の特例

認定を受けた低炭素建築物の容積率を算定する場合で、低炭素建築物の延べ面積の1/20を限度として、低炭素化に資する設備、例えば蓄電池を設置する部屋の床面積を算入しないこととできる。

お問い合わせ

○法律及び税制に関するお問い合わせ

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL 03-5253-8111

○認定制度に関するお問い合わせ

愛知県建設部建築担当局建築指導課 優良住宅・相談グループ

TEL 052-961-9719 もしくは各所管行政庁へ